



長野県報

9月7日(木)
平成29年
(2017年)
第2906号

目 次

告 示

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	1
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	1

公 告

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	2
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	3
土地改良区役員の就退任の届出（農地整備課）	3
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（生活排水課）	3
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	4
特定調達契約に係る落札者の決定（2件）（生活排水課）	4

告 示

長野県告示第436号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成29年9月7日

長野県知事 阿部 守一

- 土地の区域（形質変更時要届出区域）
北佐久郡御代田町大字御代田字大林4107番5の一部及び4107番77の一部
- 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - 1,1-ジクロロエチレン
 - シス-1,2-ジクロロエチレン
 - テトラクロロエチレン
 - 1,1,1-トリクロロエタン
 - トリクロロエチレン
 - ベンゼン
 - ふっ素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第437号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年9月7日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量（道路台帳図補正更新）
- 作業期間
平成29年9月1日から平成30年3月31日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第438号

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成29年9月7日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量・航空レーザ測量（地図情報レベル1000）
- 作業期間

平成29年8月28日から平成30年3月23日まで

3 作業地域

木曽郡上松町、木曽郡木曽町、木曽郡王滝村

建設政策課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド若里店

長野市大字若里382ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯
午前9時から午後8時30分まで

(変更後)

時間帯
午前9時から午後9時30分まで

4 変更する年月日

平成29年10月1日

5 届出年月日

平成29年8月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

平成29年9月7日から平成30年1月9日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県長野地域振興局商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成29年9月7日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド川中島店

長野市金井田177ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後8時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)綿半ホームエイド	午前9時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

時間帯

午前9時から午後8時30分まで

(変更後)